

さっぽろ 創業支援プラザ

あなたの創業を
応援します。

ゆめ

創業アドバイザー紹介



中小企業診断士

今村 敏彦氏

第1・3・5

①創業全般

融資・創業計画策定・
会計処理・販路開拓 など



中小企業診断士

北山 侏氏

第2・4

①創業全般

融資・創業計画策定・
会計処理・販路開拓 など



中小企業診断士

後藤 直樹氏

第1・3

①創業全般

融資・創業計画策定・
会計処理・販路開拓 など



司法書士・行政書士

千葉 隆二氏

第2・4

②法人設立

定款・登記申請・許認可 など



税理士・公認会計士

寺田 昌人氏

毎週

①創業全般

融資・創業計画策定・
会計処理・税務・確定申告 など



詳しくは
QRから
WEBを
ご覧
ください



※創業アドバイザーは、都合により変更となる場合がございます。

場所

北海道経済センター1階(札幌市中央区北1条西2丁目)
札幌商工会議所 中小企業相談所内

時間

13:00~16:00
(ご相談時間:1回につき30分程度)

内容

- ①月・金曜と第1・3水曜 … 『創業全般』 中小企業診断士、公認会計士・税理士
- ②第2・4水曜 … 『法人設立(定款・登記申請・許認可等)』 司法書士・行政書士

※第5水曜は創業支援プラザは休業日となります。

予約については「15:00」「15:30」の2枠のみネット予約可能です。

※上記以外の時間帯につきましては、当日先着順となります。

※法人設立および許認可関係のご相談以外は、「①創業全般」の相談日をご利用ください。

※相談はアドバイスのみです。書類作成代行等は致しかねますのでご了承ください。

さっぽろ創業支援プラザをご利用の皆様へ

国の認定を受けた「札幌市創業支援等事業計画」に基づき、創業する方を対象とした相談窓口のほか、セミナーの開催や創業者向けの融資制度の紹介など、様々な支援策で市内で創業する方をサポートします。

この「さっぽろ創業支援プラザ」は『特定創業支援等事業』です。

一定の要件を満たす事で下記の支援を受けることができます。

「特定創業支援等事業」とは？

札幌市創業支援等事業計画において、創業支援事業者が行う継続的な支援事業（経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身に付く事業）を、「特定創業支援等事業」として位置付けています。

「さっぽろ創業支援プラザ」ご利用による証明書発行要件

1か月以上に亘り4回以上弊所創業アドバイザーとの創業相談を行う

札幌市にて特定創業支援等事業による
支援を受けたことの証明書の
発行を受ける

証明書発行後のメリット (特定創業支援等事業による支援を受けた方への支援)

(1) 会社設立時の登録免許税の軽減（※札幌市内の設立に限る）

【対象】「これから創業の方」もしくは「創業後5年未満の個人」

◎株式会社、合同会社：資本金の0.7% ⇒ 0.35% ※最低税額の場合：15万円 ⇒ 7.5万円 又は 6万円 ⇒ 3万円

◎合名会社、合資会社：1件につき6万円 ⇒ 3万円

(2) 信用保証協会の創業関連保証の特例 ⇒ 事業開始の6ヶ月前から支援を受けることが可能

(3) 日本政策金融公庫の新創業融資制度の特例 ⇒ 自己資金要件（10分の1）を充足した
ものとして利用可能

(4) 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の特例 ⇒ 貸付利率の引き下げの対象として、
利用することが可能

令和5年度 さっぽろ新規創業促進補助金

新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額の軽減を受けた方に対し、札幌市独自の支援として残りの半額相当額及び定款認証手数料相当額を補助します。



お問い合わせ

札幌商工会議所 中小企業相談所 創業支援課

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階

TEL：011-231-1768 / FAX：011-222-9540

MAIL：sogyo@sapporo-cci.or.jp HP：https://www.sapporo-cci.or.jp/